◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３４５号（H28. 4. 8）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝８件（４月１日～４月７日分）
（１）乗合バスの死傷事故
（２）乗合バスの衝突事故①
（３）乗合バスの衝突事故②
（４）法人タクシーの死傷事故
（５）個人タクシーの死傷事故
（６）トラックの衝突事故①
（７）トラックの衝突事故②
（８）セミトレーラの酒気帯び衝突事故
２．運転中のスマートフォン操作は厳禁です！
３．貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について
４．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）
５．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
６．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
７．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
８．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
９．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
１０．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１１．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
１２．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
１３．「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました
１４．バス運転者の健康起因事故防止の徹底について
１５．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について
１６．貸切バスの安全確保の徹底について
１７．バスの車両火災事故防止の徹底について
１８．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．　重大事故等情報＝８件】（４月１日～４月７日分）

（１）乗合バスの死傷事故
４月３日（日）午後３時０５分頃、滋賀県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが回送で運行中、交差点を右折した際、横断歩道を渡っていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

（２）乗合バスの衝突事故①
４月６日（水）午前１０時５０分頃、静岡県の国道において、東京都に営業所を置く乗合バスが乗客３３名を乗せ運行中、対向車線からセンターラインを越えてきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が死亡した。

（３）乗合バスの衝突事故②
４月７日（木）午前８時０５分頃、大分県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、対向車線側から渋滞中の車両の間を斜めに横切ってきた原動機付自転車と衝突した。
この事故により、原動機付自転車の運転者が死亡した。
現場は片側３車線の道路で、信号機は設置されていなかった。

（４）法人タクシーの死傷事故
４月２日（土）午前１時１０分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、横断歩道のない道路を横断中の歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

（５）個人タクシーの死傷事故
４月２日（土）午前１時２６分頃、東京都の首都高速道路の出口付近において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、車道を歩いていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

（６）トラックの衝突事故①
４月２日（土）午後０時５５分頃、茨城県の国道において、千葉県に営業所を置くトラックが運行中、対向車線からセンターラインを越えてきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の２名が死亡した。

（７）トラックの衝突事故②
４月７日（木）午前１０時５０分頃、福島県の高速道路において、新潟県に営業

所を置くトラックが運行中、渋滞の最後尾に止まっていた別のトラックに追突した。このはずみで追突されたトラックが前方に押し出され、計５台が関係する多重事故となった。
この事故により、追突したトラックの運転者が死亡し、９名が軽傷を負った。

（８）セミトレーラの酒気帯び衝突事故
４月５日（火）午前９時２０分頃、奈良県の国道において、福井県に営業所を置くセミトレーラが、交差点を直進した際、対向車線から右折してきた別のセミトレーラと衝突した。
この事故による負傷者はなし。
当該セミトレーラの運転者は酒気帯び運転の疑いで警察に逮捕された模様。

上記件の死傷者数計：死亡８名、重傷０名、軽傷９名（速報値）

◇◇◇

い事故が発生しました。
　事故の原因については現在、警察において捜査が進められているところですが、輸送の安全の確保は、貨物自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。
　このため、貨物自動車運送事業の安全運行の確保に万全を期すため、関係事業者の方々におかれましては、下記事項について周知徹底をお願いします。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を遵守すること
（２）確実に点呼を実施し、道路の状況、乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）運行指示書を作成し、適切な指導を行うこと
２．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、３月１８日付けで、公益社団法人全日本トラック協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000235.html

◇◇◇

こうした状況を踏まえ、今般、以下のとおり、乗合バスの事故防止対策をとりまとめましたので、お知らせします。

関東運輸局は、引き続き、関係事業者と連携・協調して、乗合バスの事故防止対策を推進してまいります。

なお、バス直前への飛び出しや、車内での座席移動などは、バスの走行中の事故に直結する大変危険な行動です。バス利用者等の方々におかれましても、交通ルールや車内マナーを守り、バスの安全な運行にご協力とご理解をお願いします。

〇乗合バスの事故防止対策

１　事故防止に効果が期待できる取組の水平展開

・乗合バス事故防止対策検討ＷＧにおいて取りまとめた「歩行者・自転車事故、車内事故の防止に効果が期待できる取組方事例」（別添３を参照）について、乗合バス事業者への水平展開を行う。（随時）

２　ドライブレコーダー映像による乗務員向け教材の作成・活用・個々の乗合バス事業者が有しているドライブレコーダー映像のうち乗務員教育として活用できるものを（一社）東京バス協会で収集し、乗務員向け教材を作成・活用していく。（平成２８年度前半）

３　バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）の開催

・関係者の協力を得ながら、（一社）東京バス協会において、バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）を開催し、乗務員の安全意識の向上と安全・安心な旅客の輸送の充実を図る。（平成２８年度中）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/bus_wg_kentou_H27.pdf

◇◇◇

記

１．デファレンシャル周辺のオイル漏れの有無を点検し、オイル漏れがある場合は所要の整備を実施すること。
２．デファレンシャルのオイルの量を点検し、不足している場合は補給すること。
３．デファレンシャル・オイルは、自動車製作者等が推奨する期間を参考として交換すること。

上記の内容は、平成２８年３月４日付けで、公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会等に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000232.html

◇◇◇

ているところですが、昨年末から２月８日までに、６件の火災事故が発生していることは誠に遺憾であります。

このうち、北海道管内で発生した札幌市の火災（１月４日）、三笠市の火災（１月２５日）は、いずれも貸切バスが走行中、後部タイヤ付近から出火したものであり、その状況から、駐車ブレーキ補助装置として後輪に設けられたスプリング式補助ブレーキ（以下「補助ブレーキ」という。）が作動した状態で走行を続けたことから、ブレーキが過熱し、火災に至ったものと推定されています。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、関係事業者におかれましては、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期すようお願いします。

記

１．事業者は、補助ブレーキを備えた車両を把握し、これらの車両を使用する際、自動車製作者が定めた取扱要領に基づき適切に操作するよう、運転者に対して指導すること。
２．補助ブレーキの作動確認に加え、作動警報装置が正常に作動することを点検し、所要の整備をすること。
３．補助ブレーキにエア漏れがないことを点検し、所要の整備をすること。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf

◇◇◇

れなどを発生させないよう定期交換部品の確実な交換の実施、自動車部品の確実な取付けなど、適切かつ確実な点検整備の実施について周知徹底をお願いします。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等関係団体に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119909.pdf

◇◇◇

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇

【１０．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて】

（配信日：H28.2.19）

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２８年２月１７日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

記

〔重要調査対象事故〕

〔大型トラックの追突事故（静岡県浜松市）〕

〔タンク車の追突事故（愛知県犬山市）〕

※詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000228.html

◇◇◇

【１１．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について】

（配信日：H28.2.5）

国土交通省では、１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対策として、事故直後より国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置し、特別監査の実施など、緊急に対応するとともに、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討するため、有識者からなる「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました。

さらに、２月３日付けで公益社団法人日本バス協会に対し、次の事故防止通達を発出しましのので、関係者の方々におかれましては周知をお願いいたします。

「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について
当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。
このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。
なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

１　新たに雇い入れた運転者であって、過去３年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。

ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２　その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３　乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

【１２．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について】
（配信日：H28.2.5）

◆乗合・乗用の安全確保の徹底について
輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、軽井沢スキーバス事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾です。
このため、貸切バス以外の旅客運送事業（乗合・乗用）におかれましても、安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000054.html
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000055.html

◇◇◇

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成２８年１月２５日付け、国自安第２４０号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

【１６．貸切バスの安全確保の徹底について】
（配信日：H28.1.16）

１月１５日（金）午前１時５９分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の国道１８号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、１４名が死亡し、２７名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました（１５日午後１７時現在）。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、貸切バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

い車両に対しては、日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施するなど、車両火災事故防止の徹底を図り、輸送の安全確保に万全を期するよう周知徹底をお願いします。

上記の内容は、平成２７年１２月３０日付け、国自安第２２８号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

に配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆